企業主導型保育事業による保育施設に関する共同利用契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【以下「甲」という】と、

株式会社 ＭＥＳＳＥコーポレーション【以下「乙」という】は、企業主導型保育事業による保育施設の共同利用について、以下のとおり協定を締結する。

**第1条（目的）**

甲および乙は乙が設置・運営するＭＥＳＳＥ　ＷＯＲＬＤスポーツ保育園【以下「本保育施設」という】と、共同で利用することに合意し、共同利用に関して必要な事項を定めるものとする。

**第2条（保育施設概要）**

本保育施設の施設概要は以下のとおりとする。

所在地：あすと園…仙台市太白区あすと長町1-4-30-204

長町園…仙台市太白区長町3-7-13仙台長町ビル1階

対象児：1歳児～小学校就学前

定員：あすと園…33名、長町園…38名

**第3条（従業員枠の利用対象者）**

本保育施設の従業員枠の利用対象者は甲および乙が雇用する従業員または役員（出向中の者を含むもの）とし、本保育施設を共同利用するその他の企業については乙が定める。

**第4条（運営費・利用料金等）**

1. 本保育施設における運営費(賃料、水道光熱費、人件費等)については乙が負担するものとする。

2. 本保育施設の利用に係る料金等は、利用者が負担するものとする。

**第5条（有効期限）**

本契約書の有効期限は2020年4月1日より2021年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、本協定は同一条件をもって翌年度1年間延長されるものとし、その後この例による。

**第6条（協議事項）**

本協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、甲乙間で協議して定めるものとする。

**第7条（協定の見直しおよび解除）**

1．甲または乙のいずれかが本協定の解除を申し出た時には、当事者間の協議により、本協定の解除を行うものとする。

2．甲または乙は、相手方が法令または本協定に反すると認めた場合には、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。

3．退園、卒園等の事由により甲が雇用する従業員枠の利用者が本保育施設に不在となった場合、本協定は自動的に解除されるものとする。

**第8条（変更事項）**

年度ごとに内容が変更になる場合がある。その場合は利用者に周知し、了承を得るものとする。

**第9条（反社会的勢力の排除）**

甲および乙は、反社会的勢力と実質的に経営に関与していると認められた場合、何らの催告を要さずに本協定を解除することができる。

　　令和　　　 年　 月 　 日

甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙：法人名：株式会社ＭＥＳＳＥコーポレーション

住所　：大阪市福島区福島1-1-12堂島リバーフォーラム305

　　　　　　代表取締役　林　日出男　　　　　　　　　印